

埴保己一賞要綱

(趣 旨)

第1条 埼玉県出身の視覚障害者で、江戸時代に「群書類従」を編纂・刊行する偉業を成し遂げた埴保己一の生き方や功績を全国に発信するとともに、その精神を受け継ぎ、障害がありながらも不屈の努力を続け顕著な活躍をしている方やその支援者等を讃えることにより、障害者が様々な活動にチャレンジできるチャンスにあふれる共生社会づくりを推進するため、埴保己一賞を設ける。

(賞の種類及び受賞対象者)

第2条 埴保己一賞は次の各号に掲げる3種類とし、その受賞対象者は、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 埴保己一大賞 日本国内に在住し活動する者で、障害がありながらも埴保己一のように不屈の精神力により、社会的に顕著な活躍をしてきた障害者個人
- (2) 埴保己一奨励賞 日本国内に在住し活動する者で、障害がありながらも努力を重ねており、今後さらに活躍が期待される45歳未満(募集を行う年の4月1日現在)の障害者個人
- (3) 埴保己一貢献賞 日本国内に在住し活動する個人又は団体(障害の有無は問わない)で、社会的に顕著な障害者支援活動等を行ってきた者もしくは障害者の自立・社会参加の拡大につながる顕著な発明や機器開発等を行った者

(募 集)

第3条 埴保己一賞の募集は年1回行うものとする。なお、詳細は、その都度別に募集要項で定める。

(選考委員会)

第4条 受賞者を選考するため、埴保己一賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、選考委員会の選考を経て、知事が決定する。

(庶 務)

第6条 この賞の庶務は、福祉部障害者福祉推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、埴保己一賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。